

令和3年度（2021年度）第2回熊本県障害者施策推進審議会 議事要旨

1 日時 令和4年（2022年）1月28日（金）
午前10時から正午まで

2 場所 【集合形式】県庁地下大会議室
【オンライン形式】Webex

3 出席者

<委員> 20人中14人出席（50音順）

今吉会長、相澤委員、甲斐委員、倉田委員、酒井委員、篠原委員、杉原委員、
竹田委員、友枝委員、中村委員、橋口委員、本田委員、村上（泰）委員、
村上（祐）委員

<県> 早田健康福祉部長
（障がい者支援課）

下村課長、牛島審議員、永田審議員、村上課長補佐、長嶺課長補佐、浦川課長補
佐、木村主幹、若杉主幹、上主幹、有田主任主事、杉本主事

（以下の課から担当者が出席）

健康福祉政策課地域支え合い支援室、私学振興課、市町村課、交通政策課、労働
雇用創生課、道路保全課、建築課、住宅課、特別支援教育課

4 議事概要

（1）開会あいさつ

（2）議題

- ①くまもと障がい者プラン（第6期熊本県障がい者計画）について
- ②手話言語に関する条例について

（3）その他

（4）閉会

5 議事要旨

○今吉会長

議題の前に、前回の審議会の中で、委員から「障がいのある生徒への私立高校における就労」に関する意見がありました。その意見について、事務局から説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○事務局

前回の審議会におきまして、就労支援について、私立学校の方では、特別支援学校との連携などどのように対応しているのかという、ご質問があったかと認識しております。前回、当課の方から参加しておりませんでしたので、今回改めまして、私立学校における特別支援教育に係る支援についてお答えさせていただきたいと思っております。特別支援学校は、特別支援教育に係るセンター的役割を担

っておりますので、県立高校と同様に、私立学校にも就労支援など、様々な支援に関するノウハウを提供いただいているところでございます。その情報をもとに、私立学校では必要に応じて、地域にある社会資源である発達障がい者支援センター、ハローワーク、就労移行支援などと連携しまして、生徒を支援しているところでございます。また、県は、平成 23 年度から熊本時習館特別支援相談員派遣事業を実施しておりまして、特別支援相談員を私立学校に派遣しまして、学校の教職員研修の実施、私立学校が地域の社会資源を活用しながら支援を行うことができるよう助言するなど、校内支援体制づくりを積極的に支援してきたところでございます。さらに、私立学校の特別支援教育体制の充実を目指しまして、特別な支援を必要とする生徒の受け入れ、校内委員会の実施、校外研修への参加に対しまして、経常費助成事業において加算して支援するなど、学校の取組を積極的に支援してきているところでございます。私立学校につきましては、以上でございます。

議題 1 くまもと障がい者プラン（第 6 期熊本県障がい者計画）について

※資料 1 を事務局から説明

（意見・質疑等）

○相澤委員

お尋ねですけど、1 の地域生活支援で、基幹相談支援センター設置促進事業を進めるというご説明でしたけど、現在、今どういう状況になっていますか。

○事務局

現在、九州各県と比較しましても、まだ熊本県内の設置というのは遅れているような状況ではございますが、今のところ大体 2 割程度に収まっております。ただ、設置を予定されている市町村の方もこれからいくつか出てきますので、少なくとも令和 5 年度までには、ある程度、県内全域の圏域または市町村に基幹相談支援センターが設置できるよう、県からも支援して参りたいと考えております。

○相澤委員

はい、ありがとうございました。

○今吉会長

他にご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

はい。相澤委員、お願いいたします。

○相澤委員

2 の精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを推進しますというのがありますが、現在は、具体的にはどんな取組、或いは計画があるのでしょうか。

○事務局

地域包括ケアシステムについては、各保健所ごとに、圏域ごとに協議の場を立ち上げておりました。退院後の支援として、精神科病院に入院された方、措置入院をされた方の6ヶ月の支援計画を作りまして、関係者等で集まって地域の中で生活がうまくできるような支援を行っていくという退院後支援がございます。

また、その他にも、その協議の場において、地域の中で精神障がい者の方が、安心して生活できるように、課題を上げたり、それに向けた解決方法を協議しながら、解決に向けて取り組んでいるというようなことを行っております。以上です。

○相澤委員

ありがとうございます。

○今吉会長

他にご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

はい。竹田委員、お願いいたします。

○竹田委員

3ページに、読書バリアフリー法第7条に基づき、読書バリアフリー推進計画を策定されていると書いてありますが、どのような流れで作業されていますか。読書バリアフリー法と手話言語に関する条例との関連性、整合性はありますでしょうか。

○今吉会長

今、竹田委員からのご質問の方は3ページ、教育文化芸術活動の中で、3行目。読書バリアフリー法の関連と、それと2番目の議題にありますけど、手話言語に関する条例との関連性はどうなっているんだろうかといったような趣旨の発言だと理解してよろしいでしょうか。

はい。県の方から、説明等よろしく申し上げます。

○事務局

まず、読書バリアフリー推進計画の進捗状況ですけれども、現在、推進計画策定協議会が2回行われまして、その後担当者会議を何回か行いまして、素案の方の作成に入っている段階でございます。3月に策定協議会を実施して、そこで素案の中身をしっかりと固めていきたいと考えているところです。

○竹田委員

手話言語条例との関係はないのでしょうか。

○事務局

はい。全く別の計画でございます。

○今吉会長

はい。今、竹田委員からの質問に関して、読書バリアフリー推進計画の取組、手話言語との関連性については、まだ、そこまでは検討していないような発言だったと思います。他に、皆さんたちの方からご意見等ございましたら、お願いいたします。

はい。村上委員、お願いいたします。

○村上泰幸委員

先ほどの相澤先生と全く同意見なんですけども、私の方からは要望を申し上げたいと思います。基幹相談支援センター、とても期待をしておりますので、ぜひ力を入れていただきたいと思います。それから地域包括ケアシステムについても同様に、期待をしております。どちらについても、ぜひ、私たち、当事者、それから家族の意見が反映されますように、できるならば参加できるような体制をとっていただければ大変助かります。それと、どちらについても、コロナ禍で大変とは思いますが、もう少し周知していただくと助かります。そのような要望がございますのでよろしくお願いいたします。

○今吉会長

はい。何かこの件に関して補足とか、県の方からございますか。

○事務局

先ほど基幹相談支援センターの設置促進を進めるということでご説明させていただきました。現在、市町村の方にも、こちらから出向きまして、巡回しながら、市町村と一緒に協議しているところでございます。そういった中で、基幹相談支援センターの重要性というところも十分に市町村の方にも伝えつつ、必ずどこかに1ヶ所は作っていただけるよう、県からも支援して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○今吉会長

はい。もう一点お願いします。

○事務局

地域包括システムにつきましては、当事者の方が参加できるようにということでございますが、今、各保健所ごとにあります、協議の場に参加いただいているところもあるんですけども、ないところも確かにございます。全域で、そういった当事者の方も参加できるように、声かけして行って、そういう、当事者の方の意見が反映できるようなシステムを作っていきたいと思っております。

○村上泰幸委員

ありがとうございます。

○今吉会長

他に何かご意見ございますでしょうか。

はい。竹田委員、よろしくお願いします。

○竹田委員

生活環境の分野だと思えるんですけども、投票所のバリアフリーの件についての意見です。先日、選挙がありました。投票所があまり整備されていません。熊日新聞が統計を出されていましたが、バリアフリーになっているところが少ないと顕著に出ています。

各市町村でも調べてみると、そういったところはいっぱいあるんじゃないかと思いますが、検討委員会などもなかなかされていない、数値目標にも設定されていないかと思います。

今回、私もそのような経験をしましたので、改善できないものでしょうか。

○今吉会長

ただいまの竹田委員からの発言の趣旨は、自分の経験を通じながら、投票所のバリアフリー化が進んでいないと。障がい福祉施策の中で、生活環境といったようなところでは、そういったところ、少し啓発とかができるんじゃないだろうかといったような趣旨の意見でまとめてよろしいですか。はい。竹田委員の発言に対しまして、県としての何か取組とか補足説明とかがございましたら、お願いいたします。

○事務局

ご意見のとおり熊日新聞にも書いていただいて、選挙の件については、県民の認識も進んだのではないかと考えていますが、プランの中でも、差別の解消及び権利擁護の推進という欄の中に、選挙等における配慮ということ、個別に規定しております。プランにもこのように記載していることもあり、今後も選挙の関連部署とも含めて、推進を図っていきたいと考えております。

○竹田委員

数値目標とかというのはできないのでしょうか。

○事務局

このプランにおいての数値目標というには、ちょっと難しいかと思います。

○竹田委員

数値が出ているとおりにですが、啓発はできないのでしょうか。

○事務局

啓発というよりも、まず市町村には、ぜひ取り組んでもらいたいと思っているところです。

○今吉会長

投票に行けないというような人たちが出ないような形で、周知とかができれば良いのではないかというふうには思っております。竹田委員ありがとうございました。

はい。他にご意見等ございましたら、お願いいたします。

篠原委員、お願いします。

○篠原委員

2点質問です。保健・医療のところの、12番、自殺の死亡率を令和元年から令和8年には下げるという数値目標が上がっていて、実績値はちょっと悪化しています。目標値で下げていかれるというのは当然いいことなんですけども、令和3年度の主な取組であったり、施策の方向性のところに具体的などという取組で、死亡者を減らすのかというところが、ちょっと私が読んだだけでは読み取れないかなというところ。

もう一つ、4番の雇用・就業、経済的自立支援のところの、23番、農福連携コーディネートの数値が先ほどの説明では、予想以上の契約に繋がっていて、すでに昨年12月に81件の契約件数があると。令和8年では80件で、逆に数字が下がりながら、推移を計画されているというところなので、ここの数字の根拠といえますか、説明をいただきたいと思います。

○今吉会長

はい。ありがとうございました。2ページ、保健・医療のところでの自殺死亡率の令和元年度と令和8年度の目標数値、それと4ページ、雇用・就業、経済的自立のところでの農福連携に対しての目標値の設定等についてのご発言だったと思います。はい。県の方から何かありましたらよろしくお願いします。

○事務局

自殺死亡率について、ちょっと数値が悪化しているということで、それについて取組をご紹介いたします。令和3年につきましては、コロナ禍というところもありましたので、対策の強化が必要だということで、精神保健福祉センターに、電話回線を1回線増設しまして、相談員も1人増員、配置しまして、電話や来所等の相談に対応しています。また、国と連携して、夜間の電話の受け付けを延長するなどの取組。それから、市町村等が行うSNSを使った相談体制の強化拡充や、民間団体で電話相談を強化したいというような取組に対して助成するなど、取組を強化したところでございます。以上でございます。

○今吉会長

自殺に関しては相談強化を図っているといったような説明だったと思います。農福連携については、何かありますでしょうか。

○事務局

農福連携コーディネーター事業での契約件数の目標の設定根拠ということですが、令和元年度に、農福連携コーディネーターを障がい者支援課に設置をいたしまして、令和元年度の契約件数が10件ということで、その当時、設置をしたばかりで、かなり頑張って10件の契約を行ったということで、10件を根拠としまして、令和8年度まで毎年10件ずつは増やしていきたいという思いで、目標設定をしたところです。実際のところは、コーディネーターを中心に、関係課と連携しまして、かなりコーディネーターが頑張っていて、いろんな業績を確保したという経緯がございます、このように実績がかなり飛躍的に伸びたところでございます。

議題2 手話言語に関する条例について

※資料2、2-2を事務局から説明

(意見・質疑等)

○今吉会長

はい。ありがとうございました。先ほど議題1も若干質問がありましたけども、議題1、2を通しまして、何か皆さんたちの方からご意見とかご要望とかありましたらお願いいたします。

はい。村上委員、お願いいたします。

○村上祐治委員

熊本県自閉症スペクトラム症協会の村上です。

手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の支援ということで、補足の意見の内容3番。手話と意思疎通の二つの柱から成り立っているというところで、そういう意見も出てはいますが、ここに上がっている10項目が、すべて手話に関しての意見というところになっているかと思えます。先ほどのA3の資料の説明の中で、全国の中で、手話と意思疎通の両条例を別立てで立ててるところが3道県あるというご説明でした。今回、熊本県はもうこれで進んでいくんだと思うんですが、後半の部分がかなり薄いという印象を持ちます。別立てで、できなかったのかっていうことと、もうこのままでいくとしたときに、その後半の部分の説明等を、今後作られる冊子等で明確にさせていただけたらという意見でございます。以上です。

○今吉会長

はい。県の方でありましたら、お願いします。

○事務局

印象としてそのように受けとめられるのかもしれませんが、内容的には、手話が言語であるという普及啓発の部分と合わせて、意思疎通支援の内容を書いて

いるものでございまして、すべての障がい者を対象に意思疎通を支援するという内容の条例です。

表現的に、そこまで具体的な細かいことまでは書きづらいところもあるんですが、この条例が基本となって、さらに取組としては、その条文を根拠として様々な細かい事業なり、対策なりが展開されていくというイメージを持っていただければと考えているところでございます。

○村上祐治委員

意見等が全くなかったこと等がその辺を表してるんじゃないかなというところでの意見でございまして。

○事務局

条文は法制執務との協議の中で、細かい言い回しとかが変わっていくものですから、パブリックコメントは条例の概要というような形で公表させていただいたところなんです。そのため、そういった細かいところまでがちょっと伝わらなかったのかと考えているところです。ご意見に対する回答につきましては、手話以外の、そういった障がい者の意思疎通という部分においても、この条例で対応していくということを丁寧に回答させていただこうと考えております。

○村上祐治委員

はい。ありがとうございます。

○今吉会長

他に、質問、意見ありますでしょうか。
竹田委員、お願いいたします。

○竹田委員

基本的に、このように県民の役割と書いてあると思うんですけども、何が変わるかがちょっと分からない。条例を見ても、具体的なことは示されていないので、私たちは何をしたいのかがはっきり分からないので、理解だけするというしかなさそう。その辺りの具体的な案はないのでしょうか。

○今吉会長

竹田委員の方から、条例制定はするんだけど、それに対して、県民、或いは当事者、どんなふうに行動していくんだらうかといったような具体的な部分が示されないものかというご意見だと思います。

県の方から何かありましたらよろしくお願いいたします。

○事務局

確かに、条例ということで、条文はこういった抽象的な表現に収まっているんですけども、普及啓発をする上では、条例に併せて啓発冊子を作っていきます。

そういった中で、県民には具体的なこと等も示していこうと考えております。こういった条文では分からない部分、そういったものも伝えていきたいと考えております。

○竹田委員

変わらないような気がするんです。例えば具体的に言いますと、各市町村の場所に手話通訳者を設けなければいけないとか、そういったことを条例として決めるということはできないのでしょうか。

○事務局

条例は、あくまで抽象的な表現でしかありませんが、そこをどう解釈していくかということにもなります。条例として決めるということができないとはいえないと思います。

○竹田委員

具体的に推進しようという意識が働かないと思うんです。各市町村は、手話通訳者を置かなければならないとか、そういったことが可能性としてゼロに近いと思います。

○事務局

現実問題として、そういうことが果たして実現可能かと言われた時、条文に書いた方がいいのか。もしくは、取組としてどうやっていくかということにはなるかと思います。ただ、条例を作った以上は、これまでとこれから先っていうのは、やっぱり変わらなきゃいけないというところではあります。内容的な部分に関しては、この条文に沿って取組の中で行って参りたいと思います。

○竹田委員

こういう取組があるということを具体的に示していただいた方が、本来は、県民も理解しやすいんじゃないかと思います。ぜひ示していただきたいと思いません。

○事務局

そこはやらせていただきたいと思いません。

○今吉会長

竹田委員からの質問は、条例は作ったんだけど条例がうまく具体的に、見えるような形の部分の、例えば例示だとか、そういったものがあればいいのかなというように形だと思しますので、例えばこんなことがありますとか、そういった表現があれば、県民は分かりやすいんじゃないかといったようなご意見と受けとめてよろしいでしょうか。ありがとうございました。

他に皆さんたちの方からご意見等ございましたら、お願いいたします。

甲斐委員、お願いします。

○甲斐委員

手をつなぐ育成会の甲斐といいます。最初の議題についてのご意見ご質問でよろしい訳ですね。それでは、先ほど 8 番の差別の解消及び権利擁護の推進の目標設定のことで、ご質問をさせていただきます。

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度につきまして、令和 8 年度の目標 50%となっていますが、実績値がすでに、49.9%で、ほぼ目標を達成されたことは、素晴らしいことですが、実際はどうでしょう。49.9%のうち、一人一人の認知度に関しては、そのレベルの違いがあるような気がします。単に条例の名前を知っているという人もいれば、どういう内容で、自分はどう行動すればいいのか、そこまで理解されている方もいて、この 49.9%の現状から、この目標値を令和 8 年度まで続けるのか。アンケートのとり方とも関係しますが、今後どういう方向で令和 8 年までつなげるのかお伺いします。

○今吉会長

はい。ありがとうございました。今、甲斐会員の方から、1 の議題の障がい者計画の中での 8、差別の解消及び権利擁護の推進のところ、数値目標について、条例の認知度がもうすでに目標値に達しているといったような形で、この根拠となる数値の説明と、今後の数値の取組とかについては、どういった意見なのかといったような趣旨だと思います。よろしくお願いします。

○事務局

今、甲斐委員の方からご質問がありました 8 番の認知度調査の結果ですが、現在、最新の数値として 49.9%。この認知度が普及啓発によりまして、徐々に上がってきたところではあるんですが、その上がり幅がいきなり 6%上がったという状況がございます。確かに、コロナ禍の中において、人権意識の高まりというか、関心が高くなってきたというところもあるのかもしれませんが。

その 49.9%の中身を見ますと、(条例の) 名前は知っているもしくは聞いたことがあるという人が 34%、中身を詳しく知っているという方が 15.9%。知っているという意味で、合わせて 49.9%の方がこの条例をご存知だというような整理をさせていただいているところでございます。

今のところ 50%が目標値ということではありますけども、障がい者プランの内容的なものにつきましては、必要に応じて検討していくということもございます。さらに、手話言語条例ができると、双方の条例の普及啓発ということでの相乗効果といいますか、そういうことも期待できると考えております。数値目標の設定につきましては、改めて考えていきたいと考えております。

他県の状況を見ますと、あるない条例の認知度というのが大体 30%とか、40%未満が多いです。県としても、今後どうやって普及啓発をしていくかというような工夫も必要かとは思いますが、さらに、高くなることを目指して取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○甲斐委員

49.9%の内訳を教えてくださいました中で、その中身まで知っているという方が15.9%。この情報は今回、初めて知りました。今後、実績が増えることは確かでしょうから、その中身を知っているというパーセントを目標値と関連させて、公表するようにすれば、もっと実のある認知度になると期待できるのですが、いかがでしょうか。

○事務局

分かりました。ご意見を参考にさせていただきたいと思います。

その他

○事務局

福祉のしおりをご紹介させていただきます。障がい福祉に関する相談窓口や各種制度、サービス等をまとめたものでございます。県ホームページには電子データも掲載しておりますので、ぜひご活用いただければと思います。